

外国人労働者の雇用について

外国人雇用はルールを守って適正に



徳島労働局
外国人雇用管理アドバイザー

細谷 裕重

1. 徳島における外国人労働者
2. 外国人雇用管理のポイント
3. 新しい在留資格「特定技能」



1. 徳島における外国人労働者
2. 外国人雇用管理のポイント
3. 新しい在留資格「特定技能」

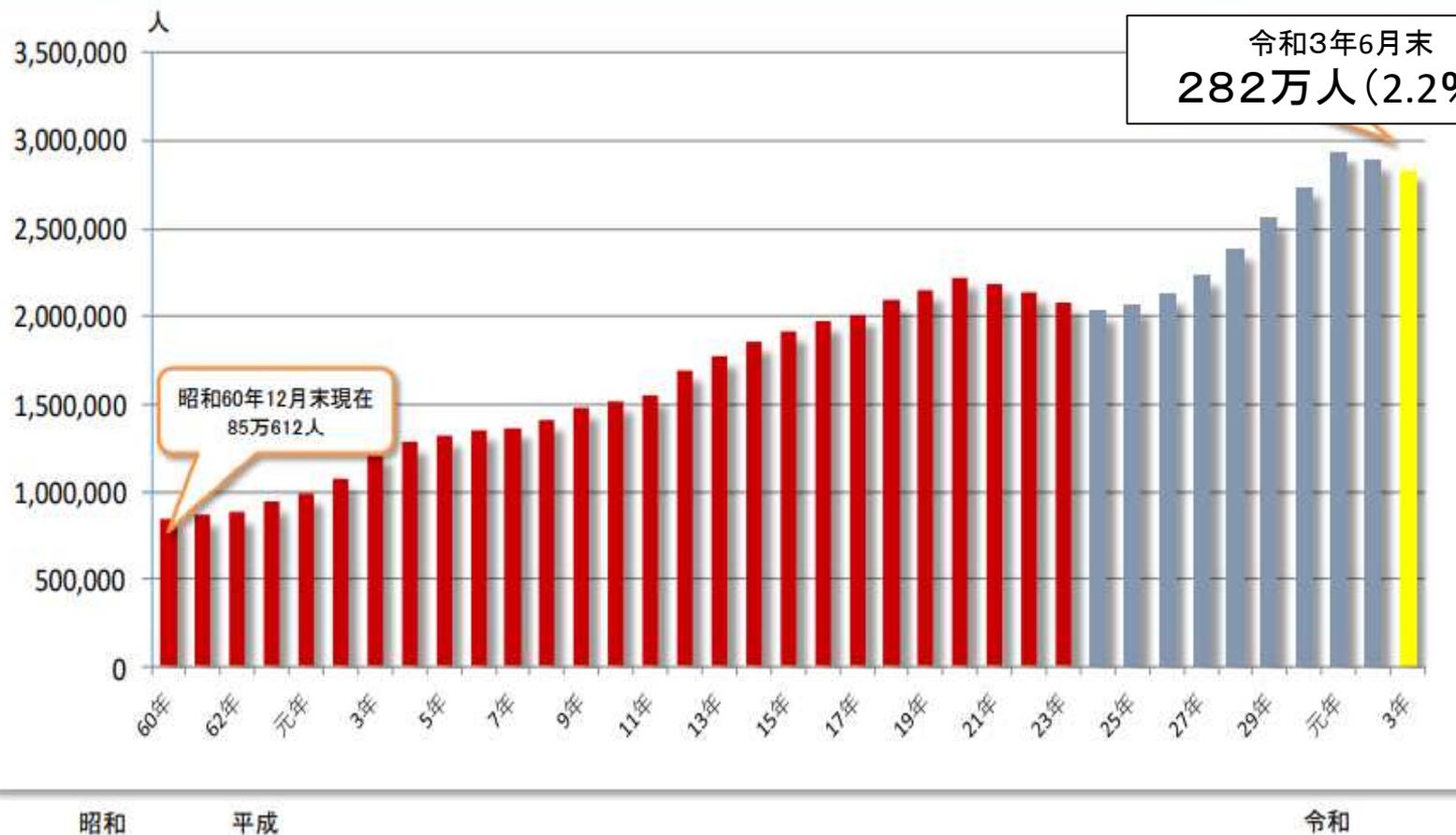


在留外国人数の推移(全国)

在留外国人数の推移



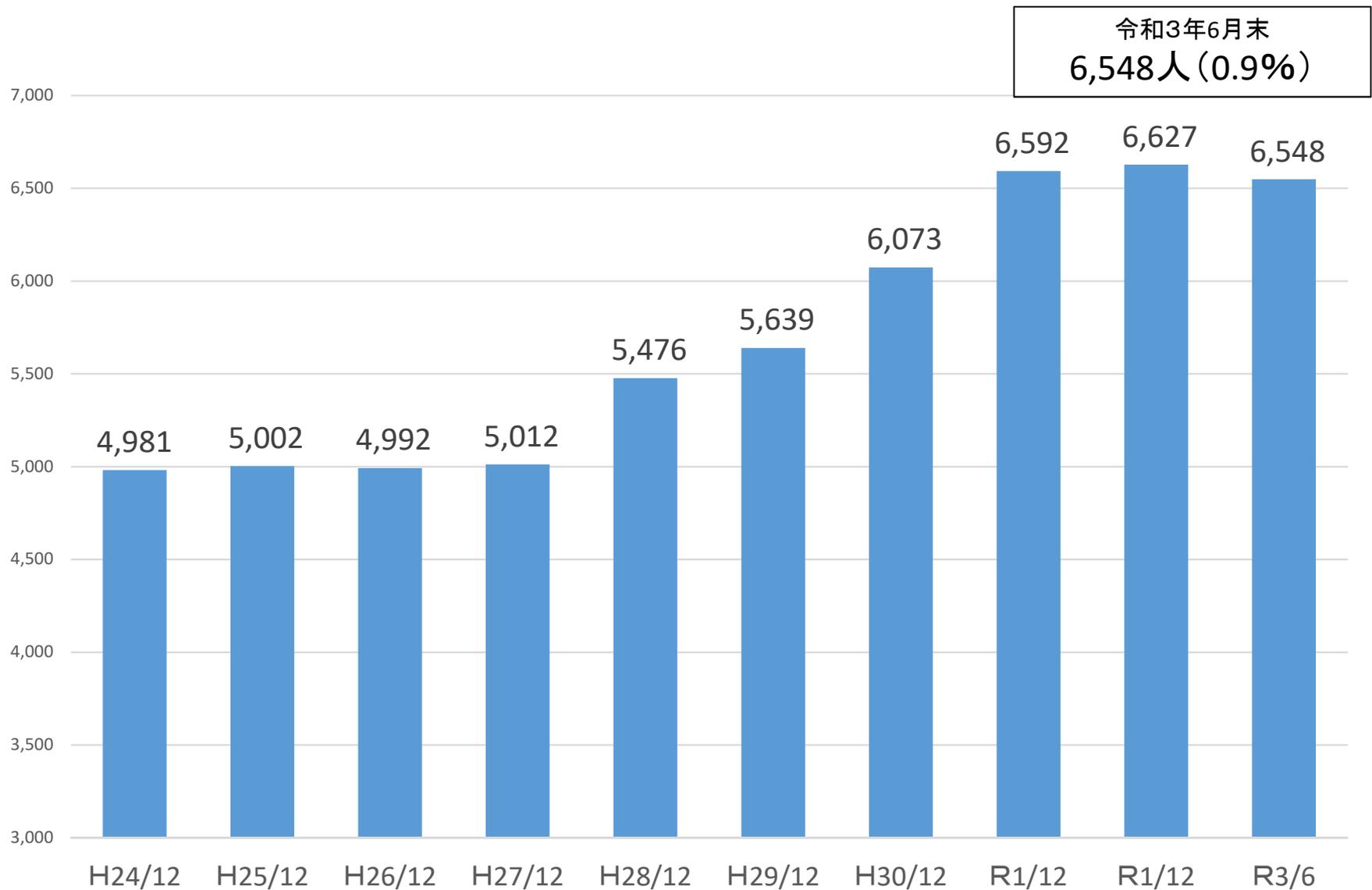
令和3年6月末
282万人(2.2%)



出典:法務省「新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」



在留外国人数の推移(徳島県)





外国人労働者が増加する背景

NHK「四国らしんばん」2019年4月12日放送

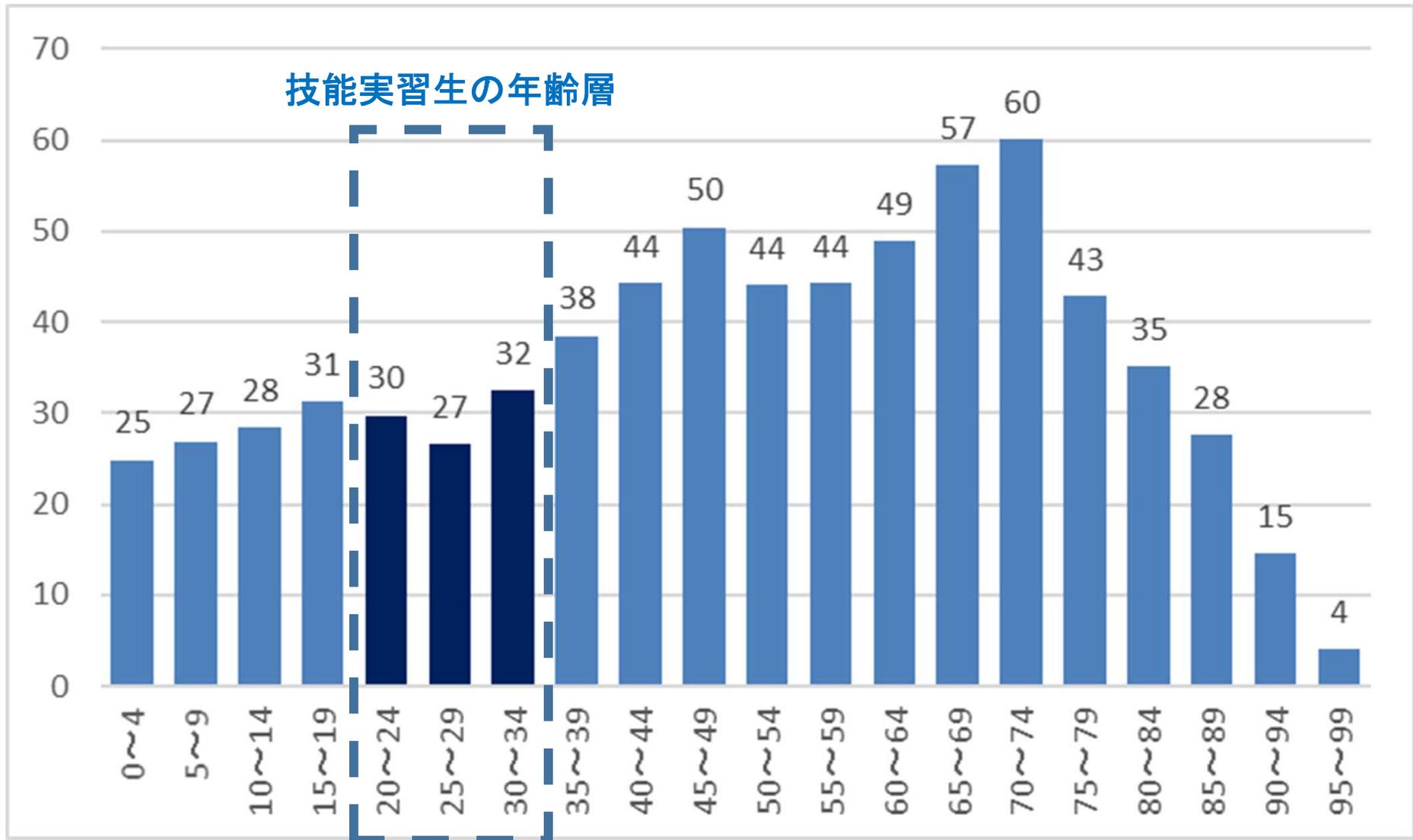




徳島県の年齢別人口

令和2年7月1日現在 72万3千人

単位:千人





1. 徳島における外国人労働者
- 2. 外国人雇用管理のポイント**
3. 新しい在留資格「特定技能」



令和3年6月版

(外国人を雇用する事業主の方へ)

外国人雇用は ルールを守って適正に

外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮しながら、適正に就労できるように、事業主の方が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項があります。内容をご理解の上、適正な外国人雇用をお願いします。

～ 以下の2点は、事業主の責務です！ ～

1 雇入れ・離職時の届出 P2～

外国人の雇入れ及び離職の際は、その氏名、在留資格などをハローワークに届けてください。ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。

また、届出に当たり、事業主が雇い入れる外国人の在留資格などを確認する必要があります。そのため、不法就労の防止につながります。

2 適切な雇用管理 P9～

事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」が、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき定められています。

この指針に沿って、雇用環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

▶ その他（ご参照ください）

在留資格一覧表	P16
外国人の雇用に関する参考情報	P17
外国人の雇用に関するQ&A	P18
外国人雇用管理アドバイザーのご案内	P18
関係機関のお問い合わせ先	P19
外国人雇用サービスセンター・留学生コーナール	P20

厚生労働省 都道府県労働局 ハローワーク

PL030601 外01

外国人雇用は ルールを守って適正に

1. 雇入れ・離職時の届出

①「在留資格」の確認

②ハローワークへの届出

2. 適切な雇用管理

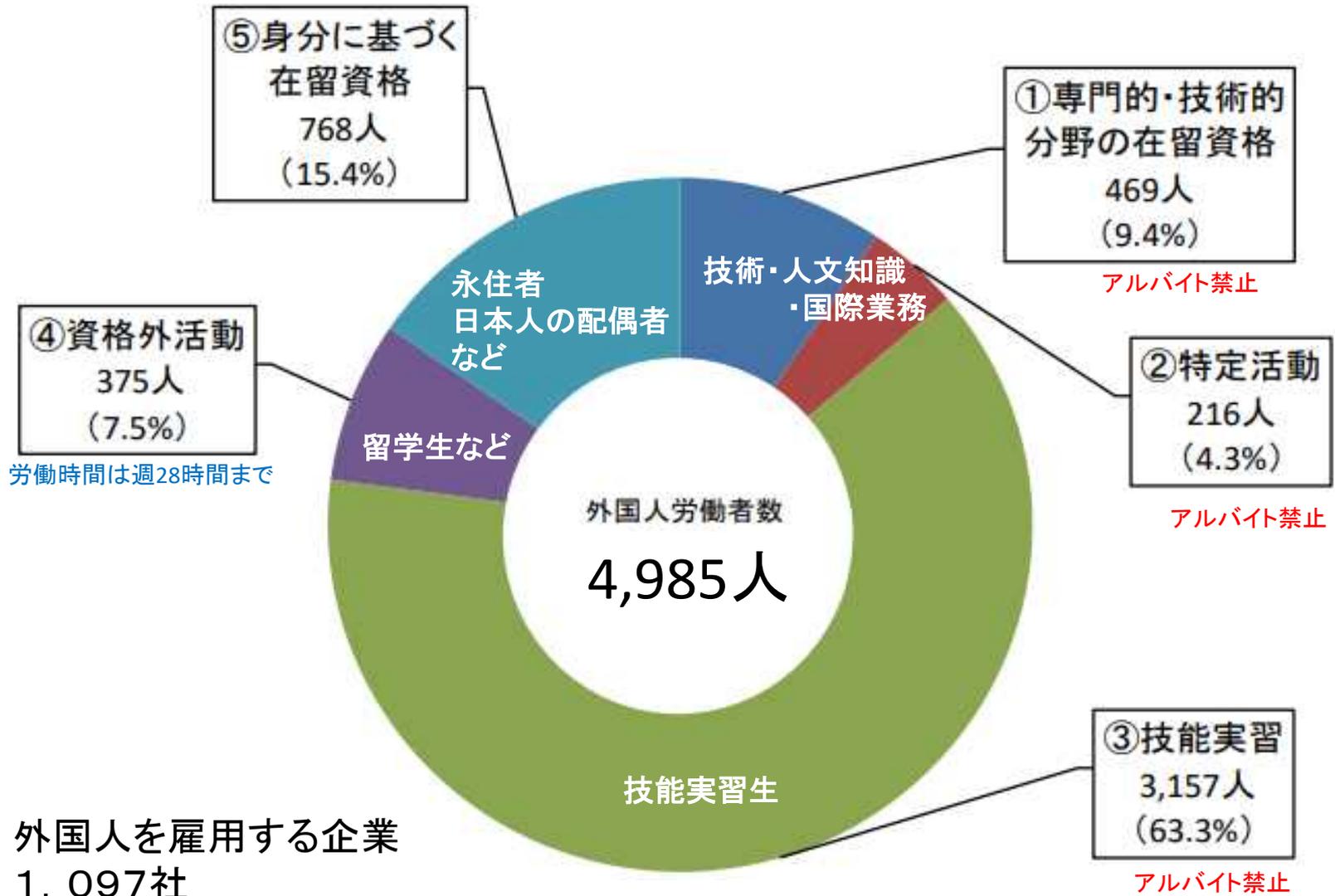
外国人労働者の雇用管理の改善等に関して
事業主が適切に対処するための指針
(平成19年厚生労働省告示)



1. 雇入れ・離職時の届出

①在留資格の確認

徳島県の外国人労働者の在留資格 令和2年10月現在



出典: 徳島労働局「徳島県における「外国人雇用状況」の届出状況について」



1. 雇入れ・離職時の届出

②ハローワークへの届出

<「雇用保険被保険者資格取得届」の様式(様式第2号)>

◆ 届出内容に変更があった場合は、外国人雇用状況届出担当窓口にご相談ください。
例：事業所の移転、統合、廃止/在留資格の変更/被保険者の転勤など

「17.被保険者氏名(ローマ字)」欄
届出される外国人の方の氏名を、在留カードどおりに記入してください。

「備考」欄
すでに電子届出により届出済みの場合、「雇用状況届出書(様式第3号)」によって届出済みの場合、又は在留資格変更申請中の場合に記入してください。
・電子届出によって届出済
・様式第3号によって届出済
・在留資格変更申請中

17~23欄

「23.在留資格」欄
在留カードの「在留資格」又は旅券(パスポート)上の上陸許可証印に記載されたとおりの内容を記入してください。
在留資格が「特定技能」又は「特定活動」の場合には、以下のいずれかを記入してください。

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●特定技能1号(介護) ●特定技能1号(ビルクリーニング) ●特定技能1号(高形材産業) ●特定技能1号(産業機械製造業) ●特定技能1号(電気・電子情報関連産業) ●特定技能1号(建設) ●特定技能1号(造船・舶用工業) ●特定技能1号(自動車整備) | <ul style="list-style-type: none"> ●特定技能1号(航空) ●特定技能1号(宿泊) ●特定技能1号(農業) ●特定技能1号(漁業) ●特定技能1号(飲食品製造業) ●特定技能1号(外食業) ●特定技能2号(建設) ●特定技能2号(造船・舶用工業) |
| <ul style="list-style-type: none"> ●特定活動(EPA) ●特定活動(高度学術研究活動) ●特定活動(高度専門・技術活動) ●特定活動(高度経営・管理活動) ●特定活動(高度人材の就労配偶者) ●特定活動(建設分野) ●特定活動(造船分野) ●特定活動(外国人調理師) ●特定活動(ハラル牛肉生産) | <ul style="list-style-type: none"> ●特定活動(製造分野) ●特定活動(家事支援) ●特定活動(就職活動) ●特定活動(農業) ●特定活動(日系4世) ●特定活動(本邦大学卒業生) ●特定活動(就労可) ●特定活動(その他) |



1. 雇入れ・離職時の届出

②ハローワークへの届出

雇用保険の被保険者とならない外国人の場合

外国人雇用状況届出書 ＜様式第3号＞

様式第3号（第10条関係）（表面）

雇 入 れ
離 職 に係る外国人雇用状況届出書

フリガナ（カタカナ）	姓	名	ミドルネーム
①外国人の氏名 （ローマ字）			
②①の者の在留資格		③①の者の在留期間 （期限） （西暦）	年 月 日 まで
④①の者の生年月日 （西暦）	年 月 日	⑤①の者の性別	1 男 ・ 2 女
⑥①の者の国籍・地域		⑦①の者の資格外 活動許可の有無	1 有 ・ 2 無
⑧①の者の 在留カードの番号 （在留カードの右上に記載され ている12桁の英数字）			

雇入れ年月日 年 月 日 離職年月日 年 月 日
 年 月 日 年 月 日
 年 月 日 年 月 日

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第10条第3項の規定により上記のとおり届けます。 年 月 日

事業主	雇入れ又は離職に係る事業所 (名称) (所在地) 主たる事業所 (名称) (所在地)	雇用保険適用事業所番号 □□□□-□□□□□□□□ TEL □□□□□□□□ TEL □□□□□□□□
	事業所の名称、 所在地、電話番号等	
	氏名	

社会保険 労務士 配 職 欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の署名	氏名

公共職業安定所長 殿



2. 適切な雇用管理

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して 事業主が適切に対処するための指針

1. 募集・採用時

国籍で差別しない公平な採用選考を行う。

2. 法令の適用

労働関係法令及び社会保険関係法令は、外国人にも適用される。

3. 適正な人事管理

労働契約の締結に際し、労働条件について書面等で明示する。
母国語等により外国人が理解できる方法で明示するよう努める。

4. 解雇等の予防及び再就職援助

やむを得ず解雇等を行う場合には、再就職支援を行うよう努める。



Facebookの投稿

facebook 🔍 💬
 👍❤️ 47 コメント2件 シェア5件

👍 いいね! 🗨️ コメントする ➦ シェア

👤 [redacted]さんは [redacted]さん、 ...
 他5人と一緒にです。
 月曜日 21:49 · 🌐

皆様は夜勤したら給料はもっと高くなるよ
 った。今は2回しても430円
 だけもらった。なんでだ
 ろう。分からないよ。🤔
 🤔🤔🤔????でも嬉しい

👤 [redacted]
 仕事はしたくないになるよ
 [redacted]の人たちは仕事もい
 つも 大事にしてくれるのに
 なんで 夜はお金は つくない
 わかりませんね お金は ほう
 しいから 日本に来るでしょ
 う

1日 いいね! 返信

👤 [redacted]さんの今の気分: 🤔 疲れた
 1日前 · 🌐

Bề ngoài nhìn ăn chơi nhưng đằng sau cả 1 sự cố gắng . Ngoài những hình ảnh ăn uống đi chơi . Liệu có ng con xa xứ nào muốn đăng những hình ảnh bôi nhọ , khổ sở bên này . Đi viện đêm trên đầu ngón chân rồi . Nói k phải để than nói để bit bên này Nhìn nhìn , chịu đựng , tiết kiệm đầu ai bị đó là Đồng Tiên máu . Nếu sống k biết điều thì dù có là gì tao cũng Buông . Ở cái xã hội này bjo chỉ cần có tiền và sống biết phải biết điều còn k thì Cútттt . Đm cái cuộc đời này mệt mỏi quá .

👁️ 翻訳を見る

👍🤔❤️ あなた、他42人 コメント47件

日本語が喋れなくても仕事はできる
→日本人の指示どおりの作業ができています

しかし**仕事以外**では、日本人とうまくコミュニケーションができない



給料
病気・ケガ

仕事以外で発生した問題の対応には
「しっかりと**通訳**」を手配する



1. 徳島における外国人労働者
2. 外国人雇用管理のポイント
3. **新しい在留資格「特定技能」**



新しい在留資格「特定技能」

新たな外国人材の受入れ制度
2019年4月1日からスタート!

受入れ機関向け

在留資格
「特定技能」が創設されます

今回の制度は、深刻な人手不足の状況に対応するため、
一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れる制度です。

特定技能外国人数

2021年9月末現在

	全国	徳島県
飲食料品製造業	13,826	48
農業	5,040	90
介護	3,947	7
建設分野	3,745	21
産業機械製造業	3,180	7
素形材産業	2,496	2
外食業	1,749	0
電気・電子情報関連	1,715	3
造船・船用工業	1,052	2
ビルクリーニング	487	2
漁業	478	0
自動車整備	466	7
宿泊	121	0
航空	35	0
総数	38,337	189



新しい在留資格「特定技能」

特定技能による外国人の受入れ 14分野



特定技能(1号)のポイント

- 在留期間: 1年ごとの更新, 通算で上限5年まで
- 技能水準: 試験等で確認(技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)
- 日本語能力: 試験等で確認(技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)
- 家族の帯同: 基本的に認めない
- 登録支援機関との契約により就労・生活の支援を行う



外国人雇用管理アドバイザーのご案内

- ◆ 外国人労働者の雇用管理に関する相談について**無料**で相談を承ります。
- ◆ 詳しくは、事業所の所在地を管轄するハローワークへお問い合わせください。